

毎週火・金曜日発行（但休日）に当る
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

（休刊日）

鳥取県公報

◇告示

目次

昭和三十九年度に許可すべき保安林の立木の
皆伐面積の限度
昭和三十九年度に許可すべき指定施業要件が
定められていない保安林の立木の皆伐面積の
限度
国民健康保険法第三十九条第一項に規定する
登録があつたものとみなされるもの
土地改良区の換地計画の認可
新たに行なおうとする土地改良事業に係る土
地改良事業計画書の写し等の縦覧
共同で行なおうとする土地改良事業に係る土
地改良事業計画書の写し等の縦覧
県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事
業計画書の写し等の縦覧

告 示

鳥取県告示第五百八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第
四条の第三項の規定により昭和三十九年度における保
安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六
年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべ
き皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和三十九年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 保安林の種類 | 市郡町村 | 同一の単位とされる保安林の所在場所 | 皆伐面積の限度 | 備 | 考 |
|-----------|------|-------------------|----------|---|------|
| 土砂流出防備保安林 | 岩美 | 岩美 | 七七、五〇 | | 岩美 |
| 〃 | 〃 | 国府 | 三、八〇 | | 国府 |
| 〃 | 〃 | 福部 | 〇、〇二 | | 福部 |
| 〃 | 鳥取 | 鳥取 | 三四、二七 | | 鳥取 |
| 〃 | 〃 | 気高 | 〇、六八 | | 気高 |
| 〃 | 〃 | 鹿野 | 一一、一三 | | 鹿野 |
| 〃 | 〃 | 青谷 | 〇、〇三 | | 青谷 |
| 〃 | 岩美 | 長谷 | 二、五〇 | | |
| 〃 | 〃 | 高路 | 一、六六 | | |
| 〃 | 〃 | 末用 | 四、九二 | | |
| 〃 | 〃 | 鹿野 | 二、四二 | | |
| 〃 | 〃 | 水谷 | 〇、四〇 | | |
| 〃 | 〃 | 河原 | 〇、四〇 | | 河原 |
| 〃 | 〃 | 郡家 | 四、七〇 | | 郡家 |
| 〃 | 八頭 | 八頭地区 | 一、〇三九、二九 | | 八頭地区 |
| 〃 | 〃 | 若桜 | 〇、一一 | | 若桜 |
| 〃 | 〃 | 智頭 | 一、六八 | | 智頭 |
| 〃 | 〃 | 船岡 | 〇、五二 | | 船岡 |
| 〃 | 〃 | 用瀬 | 一、五一 | | 用瀬 |

鳥取県告示第五百九号

森林法施行令の一部を改正する政令附則第五項の規定により都道府県知事が期日を定める場合の基準を定める省令
 (昭和三十七年農林省令第四十二号)第二項の規定により、昭和三十九年度における指定施業要件が定められていない保安林の立木の皆伐による伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和三十九年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類

市郡町村 同一の単位とされる保安林の所在場所

皆伐面積の限度 備 考

水源かん養保安林 鳥取市 気高郡 岩美郡一円 八頭郡河原町及び郡家町 一二五、八四^{ha} 単位区域名 鳥取地区

| 保安林の種類 | 市郡町村 | 同一の単位とされる保安林の所在場所 | 皆伐面積の限度 | 備 | 考 |
|---------|------|-------------------|---------|---|-------|
| 千害防備保安林 | 西伯 | 大山 宮内ほか | 一一、一八 | | 宮内、坊領 |
| 〃 | 〃 | 赤松 | 〇、〇六 | | 門野 |
| 〃 | 〃 | 長田 | 二、二〇 | | 孝霊山 |
| 〃 | 〃 | 法勝寺 | 〇、八二 | | 法勝寺 |
| 〃 | 〃 | 伐株 | 〇、〇五 | | 大谷奥 |

鳥取県告示第五百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十三年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録記号番号 氏 名 登録年月日

| | | |
|----------|-------|----------|
| 鳥国医一、〇四八 | 鎌沢 泉 | 昭和三九、六、六 |
| 鳥国歯 二四二 | 福元征四郎 | 五 |
| 鳥国医一、〇五〇 | 太田原美子 | 一〇 |
| 鳥国薬 一五一 | 妹尾 学 | 一二 |
| 鳥国医一、〇五九 | 須田 幸弘 | 七、九 |

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十

二条第一項の規定に基づき、倉吉市新田一一〇番一地上北条土地改良区から申請のあつた換地計画を昭和三十三年八月二十五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和三十三年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十二号

昭和三十三年六月二十日付けで大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理及び暗渠排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八條の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十三年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十三年九月四日から二十日間

二 縦覧場所

倉吉市上古川二二八ノ一 大鴨土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十三号

昭和三十三年七月十日付けで気高郡青谷町大字青谷五五四番地 大寺考臣ほか九人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認められたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十三年九月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十四号

昭和三十三年七月二十五日付けで気高郡青谷町大字長和瀬六六五の二番地 中浜俊幸ほか二十二人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認められたので、同法同条第四項の規定により、次のように縦覧に

供する。

昭和三十九年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年九月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所 青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和三十九年一月十八日付で東伯郡羽合町大字長瀬一、〇二四番地 足立積ほか十七人の者から申請のあつた県営で行なう羽合浜畑地か

んがい事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第三項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年九月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

羽合浜地区土地改良（畑地かんがい）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年九月四日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 羽合町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申立てること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

行 者 鳥取県鳥取市東町一丁目
所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額二五〇円（送料共）